

<防火対象物と防火管理者の資格区分>

用途	特定防火対象物		非特定 防火対象物	特定防火対象物 (避難困難者入 所施設を除く)	非特定 防火対象物
	避難困難者 入所施設	左記以外			
建物全体の延べ面積	すべて	300 m <sup>2</sup> 以上	500 m <sup>2</sup> 以上	300 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 未満
建物全体の収容人員	10人以上	30人以上	50人以上	30人以上	50人以上
資格区分	甲種防火管理者			甲種又は乙種防火管理者	
区分	甲種防火対象物			乙種防火対象物	

特定防火対象物とは・・・

建物の用途（防火対象物と言います。）が、劇場、遊技場、飲食店、スーパーマーケット、ホテルなどの不特定多数の人が出入する建物又は、病院、老人福祉施設、保育園、幼稚園など災害弱者を収容する建物

非特定防火対象物とは・・・

建物の用途が、マンション、アパート、学校、図書館、博物館、神社仏閣、工場、倉庫、事務所などのおもに決められた人の出入しかない建物

<テナントの防火管理者の資格区分>

区分	甲種防火対象物のテナント						乙種防火対象物のテナント
	特定用途		非特定用途	特定用途		非特定用途	
テナントの用途	避難困難者入所施設	左記以外		避難困難者入所施設	左記以外		
テナントの収容人員	10人以上	30人以上	50人以上	10人未満	30人未満	50人未満	全て
	甲種防火管理者			甲種又は乙種防火管理者			